

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和5年度第3回相模原市コンプライアンス推進委員会(We b会議)				
事務局 (担当課)		コンプライアンス推進課 電話042-707-7040(直通)				
開催日時		令和6年1月17日(水) 午前10時00分~11時30分				
傍聴会場		相模原市役所 会議室棟2階 第9会議室				
出席者	委員	3人(別紙のとおり)				
	その他	0人(別紙のとおり)				
	事務局	5人(総務局参事、コンプライアンス推進課長、他3人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
議 題		1 令和5年度内部統制中間評価について 2 令和5年度相模原市内部統制中間評価報告書(案)について				

## 議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。

### 1 令和5年度内部統制中間評価について

事務局より資料1、資料2及び参考資料に基づき、「令和5年度内部統制中間評価」について説明し、意見交換を行った。

(亀重委員) 就学奨励金交付対象者の修学旅行費の誤振込について、行を間違えたということだが、対象ではない人も列挙されている中で間違えて振り込んだということか。

(事務局) 各学校から支給対象者の一覧が送付されてくるのだが、就学奨励金の対象者が対象外になったり、逆に対象外だった人が対象になることもある。その部分について、担当者がすべての学校に詳細を確認した上で支給対象者を確定させているので、一覧には修学旅行費の対象者と対象外の人が混ざった状態である。具体的に言うと、修学旅行費の支給対象者の中でも、一旦は保護者が積み立てを行っているケース、行っていないケースがあるなど、様々なケースがあり、一覧の中にこの人は修学旅行費の支給対象者、この人は対象外、という形でまとまっている。そのデータを取りまとめる一覧表に転記する際にミスが発生し、誤払いが生じたものである。

誤って支払った相手方には返還の手続を依頼したが、同時に正しい支給対象者への支払手続も速やかに行い支払はすべて完了している。

(亀重委員) 間違えてしまったのは、提出した学校側の責任だったのか、お互いが同じ名簿を見ている中で間違ってしまったのか、どういう間違いなのか。学校側からこの人が対象であるという連絡が来ていたということなのか。

(事務局) 学校側からはこの人が対象であるとか、この人はいくら積み立て済であるということが記載された一覧表が各学校から送付されてくるのだが、その一覧表のデータをシステムに入力するためにすべての学校のデータを一つにまとめるという作業があった。そのすべての学校のデータを取りまとめるという作業の中で、ある学校のデータを転記する際に、行ずれが発生したものである。

(亀重委員) 一行ずれた場合に8人に対して振り込み間違いが発生したということか。

(事務局) 取りまとめ側の所管課の方が集計する際に1行ずれたと説明したが、8名分誤払いが生じたので、実際に何行ずれたかは改めて確認す

る。8名の対象者分の修学旅行費の金額等が対象外の8名のところに転記された。学校からエクセルでの報告があり、さらに取りまとめのエクセルに転記する際に8名分のずれを起こしている。そこで本来対象外である人に対して対象者分の修学旅行費が支払われてしまったものである。

( 亀重委員 ) その意味というのは、学校側からデータが送られてくる時に対象者の人と対象者ではない人を合わせたりリストの中で、この人が対象者ですよというチェックが入るということか。

( 事務局 ) そのとおりである。対象者だけのやり取りをしていけば、このような事は起こらないはずである。母数がそれ以上あって、その中に対象者がいるという状態で起こったミスということである。

( 亀重委員 ) 再発防止策はどのようなものか。

( 事務局 ) 再発防止策は、中間評価報告書にも書かせていただいたが、まずはデータの転記を行った際に各学校ごとのデータの個数を確認すること。それからひとつひとつ読み合わせをして確認していく。

( 亀重委員 ) 学校から支給対象者だけの名簿を送ってもらうことはできないのか。

( 事務局 ) 対象者だけのやり取りができるのであればその方が効果的だと思うので、所管課に確認する。

( 白澤委員 ) 重大な不備かどうかの結論はこれで良いと思う。過払や不足分が生じている事案についてはすべて是正されているという認識でよろしいか。

( 事務局 ) 過払や支払不足が発生している事案は、発覚した時点ですぐに支払や還付の手続を行っており、すべて是正済である。

( 松井委員長 ) 参考に、先日審議した重大な不備の判断の目安を今回の不備にも当てはめてもらったが、結果的には項目が多いほど重大な不備に該当するという考え方でよろしいか。今回はNo19を重大な不備にする判断の中で、前回議論した判断の目安に当てはめても複数該当するということだが、次回以降重大な不備の判断をする際もこれらの基準で、一つの項目だけでなく、複数の基準に該当するものは重大な不備に該当するという判断でよろしいか。

( 事務局 ) 基本的にはそのように考えていただいて構わないが、例えば影響金額が1億円というような非常に影響が大きい事案については、複数ではないから重大な不備にはしないというわけではなく、1項目だけでも重大な不備と判断するケースもある。また、これまでの重大な不備の判断においては故意性や重大な過失という面を重視してきたこと

から、故意性や過失の程度も含めて判断していきたいと考えている。

(松井委員長) 形式的な該当だけでなく、質的な面での故意性も含めて判断していただくのがよいと思う。このNo19の事案はどうして起こってしまったのか。

(事務局) この事案は特殊な事情もあるのだが、平成18年と19年に市町村合併で相模原市と津久井町、相模湖町、藤野町、城山町と合併した。このうち3つの町に国民健康保険診療所があり運営していたのだが、各診療所単体で見ると課税売上が1,000万円には達しておらず、消費税の納税義務はなかった。合併に伴い、診療所については市の特別会計で管理することになった。特別会計は課税売上が1,000万円を超えれば消費税の納税義務が発生することになるのだが、合併当初から課税売上が1,000万円を上回っていたにもかかわらず、当時、消費税を申告して納税するという認識が不足しており、これまで支払われていなかった。

本来であれば日々の業務の中で根拠法令等をしっかり確認していれば気づけたのではないかと思うが、そこに至っておらず、長年に渡って支払われていなかったものであり、運用上の不備としては重大であると判断した。

(松井委員長) 他の施設は大丈夫か。

(事務局) 本市における他の特別会計の消費税の納付状況については、本事案の発覚時にすぐに確認し、正しく納付していることを確認した。

(松井委員長) 承知した。

## 2 令和5年度相模原市内部統制中間評価報告書(案)について

事務局より資料3、資料4に基づき、「令和5年度相模原市内部統制中間評価報告書(案)」について説明し、意見交換を行った。また、資料5に基づき、「令和6年度内部統制の取組(案)」について説明し、意見交換を行った。

(松井委員長) 先ほど亀重委員からご意見があった修学旅行費の誤振込の件は、内部統制中間評価報告書(案)附属資料の24ページに記載されているかと思う。ここに記載されている再発防止策に「読み合わせ」とあるが、読み合わせはしないといけないのか。要するにデジタル化してしまい、学校での入力をもって原本データにしてしまう。今回の事案は転記という人の手を介したことによって生じた問題であり、その作業自体を止めるということが基本的なミスを防ぐ、イージーミスをなくすという対応であると思うが、この再発防止策は転記という作業を残

したままで確認作業を行うということが書いてある。それをやっていただくこと自体は構わないが、一番リスクを少なくする方法は、学校現場のデータをそのまま使用することが一番かと思う。その辺りは検討されたか。又はシステム上できないということなのか。

(事務局) まず、市の本庁の財務システムと学校の財務システムがつながっていないという問題がある。事務局としてもなんとか手作業を無くせないのか所管課にも確認したが難しいとのことで、現在は手作業ベースの再発防止策になっている。先ほど亀重委員からお話があった、せめて対象者だけのリストにできないかどうかについては所管課に確認する。

(松井委員長) おそらくリスクは残るのではないか。

(亀重委員) 学校の会計に関する事務はどういった方が担当しているのか。

(松井委員長) 相模原市では学校事務はどのような方が担当しているのか。

(事務局) 相模原市では、学校事務職員が各学校におおむね1名ずつ配置されているが、この修学旅行費の事務に関しては、子供や保護者、旅行代理店とのお金のやり取りが発生するという事情から、学年主任の教員が対応している場合や、修学旅行担当の教員、学校によっては副校長が対応しているなど、学校によって様々である。また、学校から提出される報告書の精度もばらつきがあるというのが実情のようである。お金に関する部分なので、教育委員会の担当者が各学校と連絡を取り、報告書の疑問点を一つ一つ確認していくという作業をしながらになるので、機械的にできる部分が限られている。デジタル化し自動で作業してもらうことが一番リスクを減らせるので、そういったことが可能か所管課とも一緒に検討したが、学校と直接やり取りしながらデータを修正していくという作業がどうしても発生するので、すべての作業を機械化するというのは難しいという話が所管課からあった。

(松井委員長) 教員もこの作業をやられているということは、学校事務職員が十分配置されていないということなのではないか。

(事務局) 基本的には一人しか配置されていないという現状がある中で、教育委員会において、学校内の事務の分担がどのようになっているか詳しくは承知していないが、子供と直接関わったり、やり取りするような業務は教員が担当している印象がある。

(亀重委員) 修学旅行費の金銭のやり取りはすごくナイーブな部分かとは思いますが、そこを学校に委ねてしまっているという体制にも問題があるのではないかと感じていて、教員の負担が大きいという面もあると思うので、そういった部分を市で調整しないと、学校現場も苦しいのではな

いかと思う。

(事務局) 昨年度の内部統制において重大な不備と判断した「教職員の不適正な経理処理」の発生を受けて、一部の学校に市と同じ財務システムを導入し、試行運用を行っている。今後、課題等を整理した上で本格運用に向けて検討を行うと聞いている。こういったシステムが入ると、教員の負担を減らしながら学校事務の職員が財務事務を担当するといった状況が増えてくるのが想定されるのと、手作業が減ることによりリスクの削減にもつながってくるものと考えている。

(松井委員長) 全庁的な内部統制体制の中にもICTへの対応という項目があることから、コンプライアンス推進課からも全庁的なデジタル化、作業の一元化、システムの一元化といった部分を求めていった方が良いと考える。無駄な作業とリスクが発生していて、それをシステムで解決できそうなものがあるということが、今回の修学旅行費の事案でわかった。予算の問題や、導入時にはトラブルが想定されるといった面もあるかと思うが、こういった人的なヒヤリハット系のミスは極力なくした方が良いと思う。

議事録の署名については、委員長のほか署名委員を白澤委員とする。  
次回開催日程については、令和6年3月中旬に開催することとした。

以 上

## コンプライアンス推進委員会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	松井 望	東京都立大学 都市環境学部 都 市政策科学科教授	委員長	出席
2	白澤 章子	弁護士	委員長代理	出席
3	亀重 恵美子	税理士		出席